

# 畠地化支援に係る取組について

畠地化支援に係る取組に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

## ● 交付対象農地の要件

- 申請の前年度において、**主食用米、戦略作物、産地交付金※又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付け**られていること。

※都道府県又は地域が作成した水田収益力強化ビジョンにおいて、交付対象となっている作物。

- 申請年度の7月1日付けて、**交付対象水田から除外**すること。

- 交付が行われた年から**5年間は、対象作物の作付け**を行うこと。

※高収益作物以外の作物（水稻を除く。）

## ● 団地化要件

- 以下の①から④までのいずれかの取組により、**おおむね団地化された畠地※を形成**

※品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地（判断に迷う場合は個別に相談ください）。

### ① 交付対象農地単独



### ② 交付対象農地

+Aの要件※を満たす周辺農地



### ③ 交付対象農地

+Bの要件※を満たす周辺農地



※Bの要件

- 前年度までに当該取組の対象となった農地であること。

### ④ 交付対象農地

+Aの要件※を満たす周辺農地

+Bの要件※を満たす周辺農地



※Aの要件

- 申請年度の前年度から遡って過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付けされていること。
- 申請年度においても水稻以外の作物の作付けが予定されていること。

※Bの要件

- 前年度までに当該取組の対象となった農地であること。

※畠地化した農地は交付対象除外農地一覧により毎年整理